

新型コロナウイルス感染症に関する取組について

新型コロナウイルス感染症に関する市町村国民健康保険の主な取組として、**国民健康保険料(税)の減免**と**傷病手当金の支給**が挙げられる。いずれも国が所定の基準により財政支援を行っており、**全市町村が制度化**している。(以下の取組状況は国の基準によるもの)

1 国民健康保険料(税)の減免

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者の生活支援

(2) 対象(国財政支援の要件)

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯【国民健康保険料(税)を免除】
- ② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べ3割以上減少見込等の世帯【国民健康保険料(税)を免除または減額】

(3) 本県実績(令和2年12月31日現在)

○令和2年度分

減免決定世帯数 ①	減免決定金額 ②	1世帯あたり減免決定額 ②/①
12,446世帯	約21億2,695万円	170,895円

○令和元年度分

減免決定世帯数 ①	減免決定金額 ②	1世帯あたり減免決定額 ②/①
9,714世帯	約2億6,844万円	27,634円

2 傷病手当金の支給

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のため、被用者本人が感染した場合(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む)に、会社を休みやすい環境を整備

(2) 対象(国財政支援の要件)

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者に対し、手当(給与日額×2/3×勤務できない日数)を支給

(3) 本県実績(令和2年12月31日現在)

○令和元・2年度分

支給決定被保険者数 ①	支給決定金額 ②	1被保険者あたり支給決定金額 ②/①
65名	約393万円	60,438円